

# 平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名： 少子政策課  
 担当名： 手当・ひとり親家庭支援担当  
 内線： 3337 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B58	児童扶養手当給付費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	児童扶養手当給付費		
事業期間	昭和60年度～	根拠法令	児童扶養手当法第4条、第21条（義務）			戦略項目	01	子育ての安心		
					分野施策	010101	子育て支援の充実			
<b>1 事業概要</b> 児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭安定と福祉の向上を図る目的で児童扶養手当を給付している。  受給者数が見込みほど伸びなかったことによる減額 (1) 児童扶養手当給付費 73,313千円				<b>5 事業説明</b> (1) 事業内容 ア 児童扶養手当(町村分のみ)の支給要件 次のいずれかに該当する18歳の年度末までの児童又は20歳未満で障害のある児童を監護(養育)している父、母又は養育者で、公的年金を受けることができる等支給できない要件に該当せず、かつ、所得が一定未満であること。 ・ 父母が離婚した児童 ・ 父又は母が一定の障害の状態にある児童 ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・ 母が婚姻によらないで出産した児童 ・ 父又は母がDV保護命令を受けた児童 ・ その他父又は母と生計を同じくしていない児童(拘禁、生死不明等)等 イ 児童扶養手当の月額 1人目・・・本人の所得により 41,140円(全部支給)、41,130～9,710円(一部支給) 2人目・・・5,000円加算 3人目以降・・・1人につき3,000円加算						
<b>2 事業主体及び負担区分</b> (国1/3・県2/3)				(2) 事業実績(見込み) 支給総額 1,729,031,310円  (3) 減額理由 受給者数が見込みほど伸びなかったことによる減額補正 73,313千円						
<b>3 地方財政措置の状況</b> 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)2児童福祉費 (細説)(7)児童扶養手当及び母子寡婦福祉対策費										
<b>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</b> 9,500千円×0.3人=2,850千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金								
決定額	73,313	24,437						48,876	1,729,032	
現計額	1,802,345	600,781						1,201,564		